

第 19 次いわき市水道事業経営審議会 第 7 回審議会議事録

1 日 時 令和 7 年 6 月 26 日 (木) 午後 2 時 00 分～午後 4 時 00 分

2 場 所 水道局 3 階 第 1 会議室

3 出席者

(1) 委員 (出席：12 名)

葛城博徳、上遠野恭子、金田晴美、木村辰夫、木村千春、窪田忠仁、
熊田哲也、小林正喜、齊藤千代子、原田正光、星隆之、柳澤晋

(欠席：3 名)

石山伯夫、河合伸、鈴木玉江

※ 50 音順・敬称略

(2) 事務局 山田管理者、猪狩局長、本田次長、盛総務課長、

鈴木人材育成・防災力向上担当課長、富岡経営戦略課長、遠藤営業課長、
岩間配水課長、深澤工務課長、門馬浄水課長、齋藤南部工事事務所長

○経営戦略課

阿部主幹、木田補佐

[企画係] 柳内係長、渡邊専門技術員、木田主査、木村主査、三戸事務主任

4 会議形式 公開

5 傍聴者 0 名

6 会議次第

(1) 開会

(2) 会長あいさつ

(3) 議事

水道料金体系のあり方について

(4) その他

(5) 閉会

7 審議事項

水道料金体系のあり方について

<事務局説明>

○ **資料 11** 「水道料金体系のあり方③」に基づき説明を行った。

<審議要旨>

○ 委員から、「資料の 8 ページと 20 ページに記載されている最大稼働率や施設利用率は何年度の数値か。」との質問があり、事務局から、「令和 5 年度の数値である。」と回答した。

○ 委員から、「水需要が年々減少しているが、令和 5 年度の最大稼働率や施設利用率を用いて今後も試算していくのか。」との質問があり、事務局から、「平成 19 年度の改定では、過去 10 年間の負荷率の平均を採用したところである。今後、料金見直しにあたっては、直近の最大稼働率や施設利用率だけでなく、過去の平均や傾向なども検

討していく。」と回答した。

- 委員から、「平成 19 年度の改定では、負荷率の平均を採用したとのことだが、負荷率が上昇傾向であるにも関わらず平均を採用したということか。」との質問があり、事務局から「当時は、過去の負荷率の実績が増減していたため、平均値を採用した。」と回答した。
- 委員から、「資料 4 ページの水道料金算定要領はどこが発行し、どういう位置付けか。」との質問があり、事務局から「公益社団法人日本水道協会が発行し、水道事業者が水道料金を算定するための指針である。」と回答した。
- 委員から、「資料 4 ページの②総括原価の配分方法について、基本料金の軽減措置を特別措置から経過措置とした理由は。」との質問があり、事務局から「基本料金の軽減措置は、基本料金を安くし、水道普及率の向上を目的にできたものであるが、健全な経営を妨げる要因となりうる。将来的に軽減措置を解消することを前提に、水道料金の急激な変動を緩和するため、経過措置として残すことになった。」と回答した。
- 委員から、「資料 4 ページの③逦増料金制の設定基準について、水量区画を 3 または 5 区画から必要最小限とした理由は。」と質問があり、事務局から「水は同じ価値であり、均一料金という原則への移行を促すため、改められたものである。」と回答した。
- 委員から、「資料 4 ページの水量料金の差別料金制について、均一料金にするべきとの考えは分かるが、企業と一般利用者を均一料金にすることは、必要最低限の暮らしを守る観点とは逆行するのではないか。」と質問があり、事務局から「均一料金制が原則だが、本市は水量料金を 5 段階に設定し、一般利用者へのきめ細かい配慮を行っており、急激に均一料金へ改定することは考えていない。使用者の負担も考慮しながら、第 20 次経営審議会で見直しを検討していただきたい。」と回答した。
- 委員から、「企業の製造原価は水道料金も含んでいるが、原価が高いと受注できず、最終的には企業の撤退につながりかねない。企業は、雇用を守るためにも、水道料金が値上がりすれば経費削減のため水道使用量を削減せざるを得ない。今後、どの層に負担をかけるかが焦点になると思うが、企業に負担増を求めても、節水によりそれほど効果はないと感じる。」との意見があった。
- 委員から、「この先 5 年ごとに改定しても、赤字は膨らんでいくと思われる。将来を見据えると、水道事業単体ではなく、市全体の施策として人口減少対策や企業誘致等を推進するとともに、それらを踏まえ料金の見直しを議論していくことも大切だと思う。」と意見があった。
- 委員から「目に見える速さで人口が減少している中で、負債を将来の子どもたちに残さないように、ある程度自分たちが払っていくべきだと思う。」と意見があった。
- 委員から、「基本料金の割合について、他の自治体はどの程度か。」という質問があり、事務局から、「本市が類似団体などを調べた範囲では、基本料金の割合は 40% 程度が最大である。」と回答した。
- 委員から、「水道工事関係で配管などを交換しているが、新しい技術や資材により、

使用できる期間は長くなるのか。また、それにより水道料金も異なるのではないか。」と質問があり、事務局から、「国の動向や本市及び他事業者の実績を踏まえ、法定耐用年数を超えて使用する標準使用年数を設定している。長期間、水道管を使用し、更新回数を減らすことで事業費を抑えている。また、水需要の減少を踏まえ、口径をダウンサイジングする等、適正な施設整備を進めている。」と回答した。

[まとめ]

- 会長から、次のとおり意見の総括案が示され、審議会として確認がなされた。
 - ・ 水道料金算定要領の改定概要では、資産維持費について、水道施設の更新費用となることから、料金の基礎となる総括原価に算入する必要性が強調された。また、基本料金の軽減措置について、基本料金から十分な収入を確保する必要があるという基本的な考えに基づき、特別措置から経過措置に変更された。加えて、逦増料金制について、水需要を抑制させる考え方であり、その意義は薄れていることから、特別措置から経過措置に変更された。これらの改定がなされたものの、水道料金算定要領に大幅な変更はなかったことから、本市の料金設定の基本的な考え方はこれまでと変わらないことを確認した。
 - ・ 基本料金の割合を最大稼働率や施設利用率にした水道料金収入シミュレーションにより、水道料金収入の減少が緩やかになることを確認した。
 - ・ 現行の料金水準、料金改定率 10%及び 20%の財政収支シミュレーションにより、料金を見直すことでどの程度経営状況が改善されるかを確認した。
 - ・ 第 19 次審議会で審議した水道料金体系の今後の方向性については、事務局案を了とすること、具体的な料金改定の項目については、第 20 次審議会で審議することを確認した。

8 その他

- 次回以降の審議会について
 - ・ 今後の日程案
 - 第 8 回 令和 7 年 8 月 28 日 (木)
 - 第 9 回 令和 7 年 11 月 27 日 (木)
 - 答 申 令和 7 年 12 月 23 日 (火)
 - ・ 第 8 回審議内容 事業評価、経営効率化の取組状況、令和 6 年度の決算の状況、水道料金体系のあり方について

9 閉 会